

健感発第1010001号
平成20年10月10日

各

都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

病原体サーベイランスにおける協力依頼について

日頃より感染症対策の推進に種々御協力をいただき感謝申し上げます。

昨年6月より施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）」に基づく特定病原体等の適正な管理によって、新たに運搬等の基準、公安委員会への届出が義務付けられたところですが、特定病原体等が検出された場合の病原体サーベイランスが円滑に行われず、感染症対策に支障をきたすおそれが懸念されていることから、別添により社団法人日本衛生検査所協会に対して病原体サーベイランスの協力依頼を要請しております。

つきましては、関係機関等に対し、検査機関等と連携した円滑な病原体サーベイランスの協力について、特段のご配慮をいただくよう周知方よろしく願いいたします。

事務連絡
平成20年7月23日

社団法人 日本衛生検査所協会 会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室長

病原体サーベイランスにおける協力依頼について

日頃より病原体サーベイランスの実施等感染症対策の推進に種々御協力をいただき感謝申し上げます。

病原体サーベイランスにより、感染症発生時に医療機関や検査機関等において分離同定された病原体等を地方衛生研究所や国立感染症研究所に速やかに運搬し、解析等を行うことは、患者の治療、再発防止等を迅速に行うために極めて重要です。

一方、特定病原体等の運搬については、昨年6月より施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。）に基づき、新たに特定病原体等に応じて運搬の基準、公安委員会への届出が義務づけられたところです。

しかしながら、都道府県公安委員会への届出手続が煩雑であること、譲渡する場合の手續や特定病原体等の保管のみを行う場合の施設の基準等規制内容に関する誤解があるなどの理由から、病原体等の運搬を見合わせる事例や菌株等を滅菌する事例があり、感染症対策に支障をきたすおそれが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、特定病原体等の運搬が円滑に行えるよう留意事項等について下記のとおり示しますので、貴協会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、円滑な病原体サーベイランスの実施のため、保健所、地方衛生研究所等の関係機関と連携して取り組むこととしていることを申し添えます。

記

1. 病院や検査センター等の検査室で業務に伴い臨床検体から特定病原体

等が検出された場合において、二種及び三種病原体等を譲渡する場合は、公安委員会への事務手続きに要する期間を考慮し、日数制限を定めることなく、遅滞なく行うことと定めたところである。また、四種病原体等の譲渡に関しても公安委員会への届出は必要ないものの遅滞なく行うものであること。(一部において、三種及び四種病原体等の譲渡が10日以内に行われなければならないといった誤解により特定病原体等の滅菌が行われているという事例が見受けられる。)なお、譲渡するまでの間は、密封できる容器(密栓した試験管やチューブ等)に入れて、鍵付きの保管庫で適切に保管する必要があること。

2. 特定病原体等が検出された場合であって、その後譲渡の可能性を踏まえ保管は行うものの、使用はしない場合に適用される施設の技術上の基準は、使用や滅菌に関する基準を除いた部分のみが適用されるものであること。従って、①実験室内の壁等の表面が消毒の容易な構造であること、②実験室内に通話装置を備えていること、③内部の状態を把握することができること、④安全キャビネットに関すること、⑤前室に関すること、⑥排気設備に関すること、⑦飼育設備に関すること、⑧滅菌等設備に関すること等については、保管のみを行う施設の基準として適用されるものではないことに留意されたいこと。

従って、保健所等から、すぐに譲渡の依頼がない場合においても、しばらく経過後に譲渡依頼がある場合も考えられることから、できる限り滅菌等を行わず、三種病原体等については、所持の届出を行うことについても検討されたいこと。

(参考) 適用される施設基準については厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html> をご参照下さい。

3. 四種病原体等の譲渡依頼があった場合は、譲渡依頼先から送付されたカテゴリ-Aの容器(病原体等搬送容器)に、菌株を梱包し、ゆうパック等で返送するなど柔軟な対応に配慮されたいこと。
4. 特定病原体等が検出された場合には、保健所等の関係機関に対し譲渡の必要性について確認などを行うことは、適切な病原体管理の下での病原体サーベイランスの推進に極めて重要であることから、関係機関との連絡体制の構築等、積極的に連携を図ることについて特段の協力をお願いしたいこと。

健感発第 1010002 号
平成 20 年 10 月 10 日

日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

病原体サーベイランスにおける協力依頼について

日頃より感染症対策の推進に種々御協力をいただき感謝申し上げます。

昨年 6 月より施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号。）」に基づく特定病原体等の適正な管理によって、新たに運搬等の基準、公安委員会への届出が義務付けられたところですが、特定病原体等が検出された場合の病原体サーベイランスが円滑に行われず、感染症対策に支障をきたすおそれが懸念されていることから、別添により社団法人日本衛生検査所協会に対して病原体サーベイランスの協力依頼を要請しております。

厚生労働省としては、円滑な病原体サーベイランスの実施のため、引き続き保健所、地方衛生研究所等の関係機関と連携して取り組むこととしております。

つきましては、関係医療機関に対し、保健所、検査機関等と連携した円滑な病原体サーベイランスの協力について、特段のご配慮をいただくよう周知方よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
平成20年7月23日

社団法人 日本衛生検査所協会 会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室長

病原体サーベイランスにおける協力依頼について

日頃より病原体サーベイランスの実施等感染症対策の推進に種々御協力をいただき感謝申し上げます。

病原体サーベイランスにより、感染症発生時に医療機関や検査機関等において分離同定された病原体等を地方衛生研究所や国立感染症研究所に速やかに運搬し、解析等を行うことは、患者の治療、再発防止等を迅速に行うために極めて重要です。

一方、特定病原体等の運搬については、昨年6月より施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。）に基づき、新たに特定病原体等に応じて運搬の基準、公安委員会への届出が義務づけられたところです。

しかしながら、都道府県公安委員会への届出手続が煩雑であること、譲渡する場合の手続や特定病原体等の保管のみを行う場合の施設の基準等規制内容に関する誤解があるなどの理由から、病原体等の運搬を見合わせる事例や菌株等を滅菌する事例があり、感染症対策に支障をきたすおそれが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、特定病原体等の運搬が円滑に行えるよう留意事項等について下記のとおり示しますので、貴協会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、円滑な病原体サーベイランスの実施のため、保健所、地方衛生研究所等の関係機関と連携して取り組むこととしていることを申し添えます。

記

1. 病院や検査センター等の検査室で業務に伴い臨床検体から特定病原体

等が検出された場合において、二種及び三種病原体等を譲渡する場合は、公安委員会への事務手続きに要する期間を考慮し、日数制限を定めることなく、遅滞なく行うことと定めたところである。また、四種病原体等の譲渡に関しても公安委員会への届出は必要ないものの遅滞なく行うものであること。(一部において、三種及び四種病原体等の譲渡が10日以内に行われなければならないといった誤解により特定病原体等の滅菌が行われているという事例が見受けられる。)なお、譲渡するまでの間は、密封できる容器(密栓した試験管やチューブ等)に入れて、鍵付きの保管庫で適切に保管する必要があること。

2. 特定病原体等が検出された場合であって、その後譲渡の可能性を踏まえ保管は行うものの、使用はしない場合に適用される施設の技術上の基準は、使用や滅菌に関する基準を除いた部分のみが適用されるものであること。従って、①実験室内の壁等の表面が消毒の容易な構造であること、②実験室内に通話装置を備えていること、③内部の状態を把握することができること、④安全キャビネットに関すること、⑤前室に関すること、⑥排気設備に関すること、⑦飼育設備に関すること、⑧滅菌等設備に関すること等については、保管のみを行う施設の基準として適用されるものではないことに留意されたいこと。

従って、保健所等から、すぐに譲渡の依頼がない場合においても、しばらく経過後に譲渡依頼がある場合も考えられることから、できる限り滅菌等を行わず、三種病原体等については、所持の届出を行うことについても検討されたいこと。

(参考) 適用される施設基準については厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html> をご参照下さい。

3. 四種病原体等の譲渡依頼があった場合は、譲渡依頼先から送付されたカテゴリ-Aの容器(病原体等搬送容器)に、菌株を梱包し、ゆうパック等で返送するなど柔軟な対応に配慮されたいこと。
4. 特定病原体等が検出された場合には、保健所等の関係機関に対し譲渡の必要性について確認などを行うことは、適切な病原体管理の下での病原体サーベイランスの推進に極めて重要であることから、関係機関との連絡体制の構築等、積極的に連携を図ることについて特段の協力をお願いしたいこと。